

音楽と一緒に歩んで行きたいです

高橋 のぞみ さん



たかはし のぞみ さん / 昭和63年10月生まれ
北見商業高校卒業後、津別町商工会に勤務 / 新町

青春

くろ-ずあつぱ

今年の4月から津別町商工会に勤務している高橋のぞみさんにお話を伺いました。

現在、書類の受付や発送業務を担当。「電話が鳴るとドキッとします。お客様の顔と名前がまだ一致しないので早く覚えたい」

地元での就職を希望していた高橋さん。「学校で商工会の求人票を見てすぐ応募しました。就職が決まって家族も喜んでくれました。」

音楽鑑賞が趣味の高橋さんは中・高校と吹奏楽部で金管楽器を担当。今はサウンドトラックで聴いた二胡（中国の楽器）の音色が気に入って通販で即決購入。「でも音が響くので土曜日と日曜日しか練習ができないのが残念です。」

最近うれしかったことは、昨日、車の免許が取れたことです。運転はまだ怖いので町内限定です。練習して買い物や各校の定期演奏会を聴きに行きたいです。(笑)

今は仕事を最優先に頑張りたいと話す高橋さん。「仕事が落ち着いたら吹奏楽団に入ってこれからも音楽にずっと携わっていききたいです」と話してくれました。

温故知新

【349】

波乱の人生 周囲の親切

山根アサ子 さん



やまね あさこ さん / 昭和5年美幌町字田中で出生 / 造林、土木などに従事 / 家庭菜園や花づくりに励む / 77歳 / 西2条在住

玄関を入ると、「にじ」と「屈託のない笑顔で居間に招かれ、私は特に人に話すようになりつばな経歴はないけど」と遠慮がちに山根さんは人生77年を語り始めた。

昭和5年、美幌町字田中で10人兄弟の4女として生まれ、当時は馬耕で朝早くから夜、暗くなるまで毎日、豆類や芋を作り、一生懸命に働き25歳のとき、町内の木材加工会社で働いていた山根良治さんと結婚。一男一女をもつたが幸せも長く続かず、昭和54年、夫である良治さんを42歳で亡くし、さらに長男も18歳のとき、交通事故

故で亡くすなど波乱の人生を歩んできた。夫、子どもと相次いで亡くしたときは、「頭の中が真っ白となり、どう生きていくか悩んだが周りの人に励まされ、それを糧に前向きに考え、資格などはないが仕事の誠実さを周囲の人が認めてくれたことが嬉しい」と話してくれた。当時も今も、女一人の力で子どもを育てていくことは容易ではないが生活をするため馴れない造林の仕事も23年間続け、その後も土木工事などのいろいろな仕事している。「働くことが好きだから、いろいろな仕事ができることが人生を挫折しないかつた原動力ですよ。」と照れながら優しく微笑み、今は北見、札幌市に住む息子、娘たちが正月や休みの日に顔を見せてくれるのが楽しみで、病氣一つせず健康だから周囲の人と楽しく過ごしている。「一人での生活は寂しくない」と楽しそうに話してくれた。

暮らしを支える

税

町税の納付は口座振替制度の「ご利用を

町の税金は、北見信金津別支店（役場派出所・本店・支店）、網走信金津別支店、津別農協、北洋銀行美幌支店、道内全ての郵便局で納付することができます。

納付忘れがなくなります
「日中は仕事で金融機関に行くことができない」「納付をつい忘れてしまつた」方は、口座振替制度のご利用をぜひお勧めします。

この制度を利用すれば預金口座から振替によって納税することができますので、金融機関に行く手間が省け、納付忘れもなくなりとても便利です。手続きはとても簡単です。

手続きは、口座振替をする口座の印鑑、預金通帳と納税通知書を持参して町内の各金融機関で手続きをしてください。振替口座の変更がなければ毎年手続きをする必要はありません。

なお、口座振替の手続きをされた日によっては、直後の納期限に間に合わない場合がありますので、手続きの際には金融機関に確認をお願いします。

5月には固定資産税第1期、軽自動車税全期分の納付月です。納期限は5月31日（木）です

健康いきいき

成年後見制度って、なに？

エーツ、40万円！
74歳で一人暮らしをしているおばあちゃん宅を訪れた娘の花子さん。部屋の中に新しい羽布団が置いてあり、おばあちゃんは「よくわからないけど親切なお兄ちゃんが出てきて、これを使って。寝心地がいいよ」と布団を置いていった」とのこと。よく見るとそばに羽布団購入40万円の契約書が・・・。

高齢者の世帯を中心にこういった悪質な訪問販売や住毛リフォームの事件が後を絶ちません。包括支援センターが相談に応じています。

昨年4月から役場内に設置された「地域包括支援センター」は、福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるために新設されました。冒頭の訪問販売の被害にあったおばあちゃんのようなケースも相談に応じています。

成年後見制度の利用を
このおばあちゃんのように判断能力が不十分になった人が、不利な契約を結んで権利や財産を侵害されないよう守る制度が「成年後見制度」です。成年後見制度は、本人の権利擁護や配偶者、四親等内の親族が、住んでいる場所を管轄する家庭裁判所に申し立てをすることが必要になります。高齢者の方の権利擁護や成年後見制度の相談は、お気軽に「地域包括支援センター」にご相談ください。

見制度」です。成年後見制度は大きく2つに分けられ、家庭裁判所に支援する人を決めてもらう「法定後見」と、判断能力がしっかりしているうちに将来、支援する人を自分で決めておく「任意後見」があります。

後見人が財産管理や契約行為を行ないます。

法定後見はさらに、権限の強い順に「後見」「補佐」「補助」の3つに分類されます。日常生活にかかわる契約（介護サービス利用、施設の入退所など）と、財産管理（預金の出し入れ、不動産管理や処分など）を、裁判所が選任した後見人などが本人に代わって行ないます。悪質な訪問販売で高価な品物を買ったり、相続、土地などの売買などで本人の不利益にならないよう保護・支援することができま